

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
63	子どものための教育・保育給付等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

静岡市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(実費徴収に係る補足給付事業に限る)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(実費徴収に係る補足給付事業に限る)では、事務の一部を外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。

評価実施機関名

静岡市長

公表日

令和4年3月4日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付等に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法等の関係法に則り、認定こども園や保育所等に入所する教育・保育給付及び施設等利用給付の支給認定者情報の管理、利用者負担の決定・徴収、施設事業者の管理、給付費及び補足給付事業(食事の提供に要する費用)の支払等を行う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報・連携ファイル関係情報を取得し、公金受取口座に給付等の振込を行う。
③システムの名称	子ども子育て支援システム
2. 特定個人情報ファイル名	
支給認定情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番8,94
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 項番13,116
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来局 幼保支援課
②所属長の役職名	参与兼幼保支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	葵区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡県葵区追手町5番1号 電話 054-221-1488 FAX 054-221-1104 駿河区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡県駿河区南八幡町10番40号 電話 054-287-8697 FAX 054-287-8709 清水区役所地域総務課(市政情報コーナー) 静岡県清水区旭町6番8号 電話 054-354-2170 FAX 054-351-4470
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来局 幼保支援課 システム係 静岡県清水区旭町6番8号 電話054-354-2630 FAX054-352-7733

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月28日	I 3.	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番94	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 項番8,94	事後	
平成28年9月28日	I 4. ②	番号法第19条第7項 別表第二 項番116	番号法第19条第7項 別表第二 項番13,116	事後	
平成28年9月28日	I 8.	静岡市葵区追手町5番1号 電話054-221-1092 FAX054-251-1063	静岡市清水区旭町6番8号 電話054-354-2626 FAX054-352-7733	事後	
平成28年9月28日	II 1.	平成27年12月1日	平成28年9月26日	事後	
平成28年9月28日	II 2.	平成27年12月1日	平成28年9月26日	事後	
平成30年4月1日	I 5. ②	幼保支援課長 安本 一憲	幼保支援課長 安本 暢子	事後	
平成30年4月1日	I 8.	子ども未来局 幼保支援課 給付係 静岡市清水区旭町6番8号 電話054-354-2626 FAX054-352-7733	子ども未来局 幼保支援課 システム係 静岡市清水区旭町6番8号 電話054-354-2630 FAX054-352-7733	事後	
平成30年4月1日	II 1.	平成28年9月26日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II 2.	平成28年9月26日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II 1.	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II 2.	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和2年4月1日	I 5. ②	幼保支援課長 安本 暢子	参与兼幼保支援課長	事後	
令和2年4月1日	II 1.	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年4月1日	II 2.	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年4月1日	I 5. ②	参与兼幼保支援課長	幼保支援課長	事後	
令和3年4月1日	II 1.	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年4月1日	II 2.	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月15日	評価書名	子どものための教育・保育給付支給に関する事務 基礎項目評価書	子どものための教育・保育給付等に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和3年12月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	静岡市は、子どものための教育・保育給付支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	静岡市は、子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(実費徴収に係る補足給付事業に限る)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和3年12月15日	特記事項	子どものための教育・保育給付支給に関する事務では、事務の一部を外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取り扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。	子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務(実費徴収に係る補足給付事業に限る)では、事務の一部を外部委託業者に委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取り扱いに関する契約を締結するとともに、情報の利用等について定期的に監査を実施している。	事後	
令和3年12月15日	I 1. ①	子どものための教育・保育給付支給に関する事務	子どものための教育・保育給付等に関する事務	事後	
令和3年12月15日	I 1. ②	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法等の関係法に則り、認定こども園や保育所等に入所する支給認定者情報の管理、利用者負担の決定・徴収、施設事業者の管理及び給付費の支払等を行う。	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法等の関係法に則り、認定こども園や保育所等に入所する教育・保育給付及び施設等利用給付の支給認定者情報の管理、利用者負担の決定・徴収、施設事業者の管理、給付費及び補足給付事業(食事の提供に要する費用)の支払等を行う。	事後	
令和3年12月15日	I 4. ②	番号法第19条第7項 別表第二 項番13,116	番号法第19条第8号 別表第二 項番13,116	事後	
令和4年4月1日	I 5. ②	幼保支援課長	参与兼幼保支援課長	事後	
令和4年4月1日	II 1.	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	Ⅱ 2.	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年10月11日	I 1. ②	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法等の関係法に則り、認定こども園や保育所等に入所する教育・保育給付及び施設等利用給付の支給認定者情報の管理、利用者負担の決定・徴収、施設事業者の管理、給付費及び補足給付事業(食事の提供に要する費用)の支払等を行う。	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び学校教育法等の関係法に則り、認定こども園や保育所等に入所する教育・保育給付及び施設等利用給付の支給認定者情報の管理、利用者負担の決定・徴収、施設事業者の管理、給付費及び補足給付事業(食事の提供に要する費用)の支払等を行う。また、情報提供ネットワークシステムを通じて口座情報・連携ファイル関係情報を取得し、公金受取口座に給付等の振込を行う。	事後	